（様式15）【省令様式第６号の２（省令第９条の２関係）】

運搬車両の写真

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 前面写真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。　　　　 |
| 側面写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。　　　　・名称等の車体の表示が確認できること 　　　　　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物 　　　　　　　　収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が 　　　　　　　　表示されていること。　　　　　　　　　 ＰＣＢ廃棄物の収集運搬を行う場合には、「ＰＣＢ」の表示　　　　　　　　 が読み取れる写真とすること。 　　　車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した 　　　　　　　　写真も添付すること。　　　　・写真は申請日の３か月前以内に撮影したものを添付してください。 |
|  | 撮影 | 　　年　　月　　日 |